

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	手話サークル補助金
補助事業等の目標	講習・研修活動への支援をすることにより手話通訳者・奉仕員を養成する。 (福祉団体への運営支援)
補助事業等の対象者	市内在住者を対象とする諏訪市手話サークル(ボランティアグループ)
補助対象経費	聾啞者に対する手話通訳を学ぶことによって、聾啞者との交流会への参加及び手話通訳資格取得を行うためのサークル事業活動費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、24,000 円を上限とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 事業費約 30 万円の概ね 1 割相当の補助額で、運営資金の一部となっている。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 60 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 障害者福祉支援策として、3 年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日 施行)

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正 (令和 3 年 11 月 9 日 施行)